
令和 6 年度
補助金等適正化に係る評価報告書

目 次

1 はじめに	1
2 評価実施補助制度数	1
3 評価方法	1
4 評価結果	2
5 補助金等評価書（詳細）	2及び別紙
【参考①～③】	2～3

1 はじめに

令和6年度補助金等評価は、令和4年4月に改訂した「補助金等適正化に関するガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）」に基づき、評価時期を迎えた既存事業に係る「団体運営費補助金」について、1次評価（所管課）、2次評価（総合政策課）、外部評価（朝来市行財政改革推進委員会）及び最終評価（市長・副市長）を実施した。

については、今後、所管課において関係団体等と十分調整の上、評価結果に応じて要綱等の改廃や次年度以降の予算編成に反映する。

2 評価実施補助制度数

分 類			説 明	制度数
制度的補助金			国・県等の制度に基づいて市の政策判断が及ばず補助するもの	—
政策的補助金	個人補助金		社会経済 情勢や人口対策等、政策的判断等により個人に対して補助するもの	—
	団体補助金	団体運営費補助金	団体が実施する事業に公益性があると認定した上で、その団体の運営に必要な 経費を補助するもの	12
		事業費補助金ソフト事業	公益的なソフト事業の実施に対して補助するもの	—
		事業費補助金ハード事業	公益上必要となる施設等の建設、修繕、整備等について補助するもの	—
合 計				12

※太枠がガイドライン適用範囲

※団体運営費補助金 12 制度には下記のものを含む

- ・団体運営費補助金から事業費補助金ソフト事業へ変更の1制度
- ・事業費補助金ソフト事業から団体運営費補助金へ変更の2制度

3 評価方法

（1）1次評価（12 制度）

所管課による自己評価（令和6年6月）

（2）2次評価（12 制度）

総合政策課による評価（令和6年8月）

（3）外部評価（12 制度）

朝来市行財政改革推進委員会による評価

（全2回：令和6年8月～令和6年9月）

（4）最終評価（12 制度）

市長・副市長による評価（令和6年11月～12月）

4 評価結果

評価判定	説明	1次	2次	外部	最終
継続	継続するもの (改正する必要があるか検討するものも含む)	11	10	4	3
改正	ガイドラインに基づき、要綱等の改正を行うもの	1	2	8	9
廃止①	補助制度として廃止するもの	0	0	0	0
廃止②	ガイドラインに基づき、一旦廃止し、効果検証の上、必要に応じて検討するもの	0	0	0	0
合 計		12	12	12	12

5 補助金等評価書

※別紙のとおり

【参考①】 評価時期及び実施期間

分類		評価時期	実施期間
個人補助金		3年	原則9年以内
団体 補助金	団体運営費補助金	5年	原則10年以内
	事業費補助金ソフト事業	3年	原則9年以内
	事業費補助金ハード事業	10年	原則10年以内

【参考②】 補助原則

項目	具体的な チェック項目
①公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること
②妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること
③有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること
④透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること

【参考③】 交付基準

項目	具体的な チェック項目
①補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること （補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。） ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること
②補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと
③補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること （団体運営費補助以外は、原則 1/2 以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと
④補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること （個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則 9 年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則 10 年以内）
⑤上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること
⑥類似制度の精査	【新設・拡大改正】 ①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継続】 ②類似制度がある場合、統合すること
⑦補助の効果	①直近 3 年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること
【以下、団体運営費補助金のみ】	
⑧重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと
⑨適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること
⑩事業費補助への転換	① 事業費補助へ転換すること

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 6 年 6 月 28 日

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市交通安全協会補助金	担当部課	危機管理部防災安全課			
補助要綱	朝来市交通安全協会補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	5.市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を持続する	分類	事業費補助金ソフト事業			
	26.暮らしを守る防犯・交通安全の推進	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	交通安全対策事業	R 2	4 年	R 11	継続	

1. 事業概要

補助の目的	市民の交通安全意識の醸成及び交通事故防止に寄与する。		
補助が必要な理由	交通事故の防止に向けて、交通安全の意識の高揚のため		
補助対象者	朝来市交通安全協会		
補助対象事業	協会が行う交通安全思想の普及啓発及び交通事故防止事業		
補助率／補助額	補助対象事業に係る経費の2分の1	上限額	20万円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 市内における交通事故発生件数	55	54	68	54以下	8	54以下
② 交通安全教室開催回数	54	47	31	44以上(R3～R5平均)	8	44以上(R3～R5平均)
補助額	200,000	200,000	200,000	200,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	200,000	200,000	200,000	200,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	1	1	1	1	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	×	市内における交通事故発生件数は増加傾向にある一方で、交通安全教室の開催件数は減少している。
	運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
		適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること		
		事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	南但馬警察署、交通安全協会をはじめとする関連団体と連携を密にし、引き続き市民の交通安全の意識高揚のため、補助を継続して実施する必要がある。
2次	継続	団体運営補助に補助の分類を変更し、適正な運用を図ること。
外部	改正	現在は事業費補助だが、交通安全協会が必要な団体で、かつ運営に苦慮されているのなら、団体運営補助に切り替えることも理解できる。現在の事業費補助のまま、補助率を2分の1から4分の3又は80%に上げることも考慮するべきである。
最終	改正	外部評価のとおり、補助の分類を団体運営補助金に変更し、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 6 年 6 月 28 日

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来防犯協会補助金	担当部課	危機管理部防災安全課			
補助要綱	朝来防犯協会補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	5.市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を持続する	分類	団体運営費補助金			
	26.暮らしを守る防犯・交通安全の推進	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	犯罪対策支援事業	H 19	17 年	R 14		

1. 事業概要

補助の目的	朝来防犯協会の事業に要する経費に対し、補助金を交付することにより、協会の円滑な運営を図り、もって安全で安心して暮らせるまちづくりの推進を図る。		
補助が必要な理由	多種多様な犯罪防止に向けて、市民の防犯意識向上のため		
補助対象者	朝来市防犯協会		
補助対象事業	1 協会が行う防犯思想の普及及び高揚に関する事業 2 青少年の非行防止及び健全育成の推進に関する事業 3 薬物乱用防止、暴力団追放活動に関する事業 ほか		
補助率／補助額	補助対象事業に要する経費	上限額	90万円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 刑法犯認知件数(南但馬警察署管内・年間)	111	169	109	109以下	8	109以下
②						
補助額	851,000	851,000	851,000	851,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	851,000	851,000	851,000	851,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	1	1	1	1	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約	○	○	○	—	—	—
団体決算書	○	○	○	—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 適切な会計処理 事業費補助への転換	○ ○ ×	○ ○ ×	協会運営に必要な補助であり、事業費補助への転換はできない。

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	南但馬警察署、防犯協会をはじめとする関連団体と連携を密にし、引き続き市民の防犯意識高揚のため、補助を継続して実施する必要がある。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部	改正	団体に対して効率的な運営を促すよう、補助対象は朝来市の事業であることを明記し、それに伴う補助対象経費や要件の設定が必要である。
最終	改正	外部評価のとおり、要綱の中身を見直し、団体に対して効率的な運営を促すこと。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 6 年 6 月 21 日

区分	既存
----	----

補助事業名	地域自治包括交付金	担当部課	まちづくり協働部 市民協働課			
補助要綱	朝来市地域自治包括交付金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	3.多様なつながり・交流を育み、地域力をより高める	分類	団体運営費補助金			
	14.多様な人がつながる地域コミュニティの充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	地域自治協議会支援事業	H 20	16 年	R	改正	

1.事業概要

補助の目的	各地域自治協議会が地域の特色を活かし、創意工夫のもとに地域自治包括交付金を活用し、自律した地域自治のまちづくりを行う。		
補助が必要な理由	本補助による支援を行い、地域自治協議会の自立を促し、各行政区と行政の連携強化に繋げていくためにも必要である。		
補助対象者	各地域自治協議会		
補助対象事業	○地域自治包括交付金 ・地域配分費（均等：人口：面積＝2：7：1） ・事務局運営費（2,800千円/小学校区を基本に算出） ・地域協働事業費 花づくり事業（均等：人口＝7：3） 環境保全事業（区数割） 交通安全啓発事業（区数割）		
補助率／補助額	要綱別表による	上限額	規定無し
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 地域自治協議会活動参加者数	1,385	1,332	1,226	1,500	7	1,870
② 地域自治協議会の行事や事業に参加した市民の割合	21	27	33	34	7	36
補助額	76,149,791	76,062,073	76,015,852	76,313,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	76,149,791	76,062,073	76,015,852	76,313,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	22	22	22	22	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約	○	○	○	—	—	—
団体決算書	○	○	○	—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	市の徴収金、暴力団等排除の規定無し
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としないこと	○	○	地域の創意と工夫、判断と責任によって、地域の特性に応じた魅力ある地域協働のまちづくりを推進するための制度であり、規定無し。
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	人口割、面積割等から算出
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	人口割、面積割等から算出
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること	○	○	地域の創意と工夫、判断と責任によって、地域の特性に応じた魅力ある地域協働のまちづくりを推進するための制度であり、事業費補助へ転換することは馴染まない。

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	改正	今後も人口減少や高齢化の影響に伴い集落を維持していく力が弱まることが予想される中、地域の特性に応じたまちづくりを推進するには地域自治協議会への包括交付金の交付は必要である。ただし、各地域の課題解決に向けた事業を効果的に実施できるような仕組みを検討する必要がある。
2次	改正	判定結果に基づき、各地域の課題解決に向けた事業を、効果的に実施できる仕組みを検討すること。
外部	継続	地域自治協議会を中心とした地域の創意と工夫、判断と責任によって、地域の特性に応じた魅力ある地域協働のまちづくりの推進に必要な交付金である。
最終	改正	1次評価のとおり、コミュニティの在り方懇話会の意見に基づき、現在の課題に応じて要綱を改正すること。また、外部評価のその他意見にあるように、積立金については要綱に基づいた積立となるよう、継続的な市の確認体制を確立するとともに、包括交付金を財源とした備品については、適正な管理体制を構築すること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 6 年 6 月 28 日

区分	既存
----	----

補助事業名	民生委員活動費補助金	担当部課	健康福祉部 社会福祉課			
補助要綱	朝来市民生委員・児童委員活動費用弁償等補助金交付要綱	根拠法令	民生委員法、児童福祉法			
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健康で心豊かな暮らしを実感できる	分類	団体運営費補助金			
	18.一人一人が地域とつながる地域共生社会の実現	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	民生委員活動事業	R 3	3 年	R	改正	

1. 事業概要

補助の目的	民生委員児童委員の活動が健全な地域社会づくりに貢献できるよう、朝来市民生委員児童委員連合会および各単位民生委員児童委員協議会の活動の充実を図るとともに民生委員児童委員の資質向上を図る。		
補助が必要な理由	厚生労働大臣から委嘱されている民生委員児童委員、主任児童委員が、地域において住民の身近な相談や専門機関へのつなぎ役等各種の福祉活動を行い、地域福祉の向上を図り活動するため。		
補助対象者	朝来市民生委員児童委員連合会		
補助対象事業	・民生委員児童委員の活動等 ・各民児協定例会の開催 生野民生委員児童委員協議会 12回、和田山民生委員児童委員協議会 6回 山東民生委員児童委員協議会 12回、朝来民生委員児童委員協議会 12回 ・民生委員推薦会 一斉改選(3年に1度)に伴う推薦会の開催		
補助率／補助額	兵庫県健康福祉部補助金交付要綱別表に掲げられた民生委員・児童委員活動費用弁償費等補助事業に定める補助金の額に、市が別に定める額を加えた額(実質、委員一人当たり20,000円)	上限額	規定無し
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 民生委員児童委員、主任児童委員数	138	138	137	141	6	141
② 民生委員等活動日数	13,636	14,381	15,357	15,000	6	15,000
補助額	11,111,600	11,091,400	11,031,400	11,352,200	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金	8,351,600	8,374,100	8,291,400	—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	2,760,000	2,717,300	2,740,000	2,820,000	—	—
一般財源の割合	24.8%	24.5%	24.8%	24.8%	—	—
補助件数	1	1	1	1	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約	○	○	○	—	—	—
団体決算書	○	○	○	—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	市の徴収金の規定無し
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	×	×	除外規定無し
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	規定無し(実質的には、会員一人当たり20,000円)
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×	規定無し(実質的には、会員一人当たり20,000円)
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重復補助の有無 ①団体と傘下構成員への重復補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること	○	○	団体運営補助金ではなく、事業費補助金(ソフト事業)

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	朝来市民生委員児童委員連合会の活動は、住民の福祉の増進に不可欠なものである。補助がなくなれば、民生委員児童委員活動に重大な支障が生じ、活動自体が実施困難になるため、継続する必要がある。
2次	継続	分類は団体運営補助金ではなく事業費補助金(ソフト事業)に修正する。 判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部	改正	地域福祉としては必要な団体であり、民生委員確保のためには必要な補助金である。補助対象外経費に慶弔費が明記されていないため、要綱の改正が必要である。
最終	改正	外部評価のとおり、慶弔費が補助対象外経費として明記するよう要綱を改正すること。あわせて補助の分類を事業費補助金(ソフト事業)に変更すること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 6 年 6 月 28 日

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市社会福祉協議会運営事業補助金	担当部課	健康福祉部 社会福祉課			
補助要綱	朝来市社会福祉協議会運営事業補助金交付要綱	根拠法令	社会福祉法			
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	団体運営費補助金			
	18.一人一人が地域とつながる地域共生社会の実現	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	社会福祉協議会支援事業	H 25	11 年	R	継続	

1. 事業概要

補助の目的	社会福祉を目的とする事業を行う団体である社会福祉協議会を支援することにより、協議会の業務の円滑な実施の確保等を通じて、市民の自主的な活動がより一層活発に行われるような環境整備を図り、本市の地域福祉の向上に寄与することを目的とする。		
補助が必要な理由	社会福祉協議会は行政からの公的な福祉事業を積極的に受託するなど公共性の高い事業の実施母体（法人）であり、当該事業からは利益をあげることを第一目的としていない。このため、すべての事業を自主財源で行うことは困難であり、団体運営を確実にするためには人件費を含めた一定の補助金を交付する必要がある。		
補助対象者	朝来市社会福祉協議会		
補助対象事業	・運営補助金については、朝来市社会福祉協議会運営事業補助金交付要綱、人件費補助基準による。 ・正規職員9名以内（社協職員のうち地域福祉担当の職員分）の給料の98%を補助基準額とし、その基準額の70%を補助する。 【朝来市社会福祉協議会の主な事業】 相談事業、日常生活自立支援事業、ボランティアセンター運営事業、生活困窮者支援事業、訪問居宅介護事業、居宅介護支援事業など		
補助率／補助額	補助対象経費の70%	上限額	規定無し（但し、人件費補助基準有）
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果（単位：円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 対象職員数	8	8	8	8	6	8
② 友人や地域の中で、気軽に相談したり頼れる人がいる市民の割合	54.8	53.9	54.4		11	58.8
補助額	29,547,000	30,363,000	29,338,000	31,383,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	29,547,000	30,363,000	29,338,000	31,383,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	1	1	1	1	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約	○	○	○	—	—	—
団体決算書	○	○	○	—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	市の徴収金、暴力団等排除の規定無し。
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	人件費補助基準に基づき上限設定有。
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと	○	○	
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること	○	○	
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること	×	×	人件費に対する補助であり、事業費補助への転換はできない。

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき地域の福祉の推進を図ることを目的として各市町村に設置されるものであり、地域福祉の公共性が高い事業を実施している。地域福祉の向上や住民主体の地域づくりのために今後も制度を継続していく必要がある。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用をはかること。
外部	継続	地域福祉には必要な団体であり、団体の運営に対して必要な補助金である。
最終	継続	2次評価のとおりに、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 6 年 6 月 28 日

区分	既存
----	----

補助事業名		市身体障害者福祉協会活動助成金	担当部課	健康福祉部 社会福祉課		
補助要綱		朝来市身体障害者福祉協会補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる		分類	団体運営費補助金		
	21.障害のある人の居場所と役割がある自立支援の充実		開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	障害者団体等支援事業		R 3	3 年	R	改正

1.事業概要

補助の目的	市身体障害者福祉協会の円滑な運営及び障害者福祉の増進を図る。		
補助が必要な理由	市身体障害者福祉協会の自主自立活動を促進し、多様な地域活動の場や機会を提供することで、障害のある人の社会参加を促進するため。		
補助対象者	朝来市身体障害者福祉協会		
補助対象事業	①身体障害者の福祉に関する普及啓発事業 ②身体障害者の福祉に関する研修事業 ③身体障害者の社会参加の促進に関する事業 ④身体障害者に対する支援事業 ⑤前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業		
補助率／補助額	補助対象事業に要する経費の額	上限額	571,000円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 会員数	305	268	246	226	6	226
② 活動回数	25	28	28	28	6	28
補助額	571,000	571,000	571,000	571,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	571,000	571,000	571,000	571,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	1	1	1	1	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約	○	○	○	—	—	—
団体決算書	○	○	○	—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	③市の徴収金に係る規定なし
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	①補助率の設定なし
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	×	×	終了年度の設定なし
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	令和元年度決算額を基準として、補助金額の上限を設定
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	高齢化に伴い会員数は減少しているが、精力的に活動されている。
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと	○	○	
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること	○	×	補助金の充当先が明確でない。
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること	×	○	団体運営補助金ではなく、事業費補助金(ソフト事業)

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	障害のある方が地域の中で自立して生活できるよう活動する市身体障害者福祉協会に対する支援であり、市として継続して行うべき事業である。
2次	継続	分類は団体運営補助金ではなく、事業費補助金(ソフト事業)に修正する。 判定結果に基づき、適正な運用をはかること。
外部	改正	地域福祉のためには必要な団体である。補助実施期間が明記されていないため、要綱の改正が必要である。
最終	改正	外部評価のとおり要綱を改正し、補助実施期間を区切ること。あわせて補助の分類を事業費補助金(ソフト事業)に変更すること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 6 年 6 月 28 日

区分	既存
----	----

補助事業名		高齢者就業機会確保事業費等補助金	担当部課	健康福祉部 高年福祉課		
補助要綱		高齢者就業機会確保事業費補助金(シルバー人材センター事業)交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	団体運営費補助金			
	20.いつまでも自分らしく活躍できる高齢社会の実現	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	シルバー人材センター支援事業		R 4	2 年	R	継続

1. 事業概要

補助の目的	○高齢者の就業機会の確保や技術研修等を実施するシルバー人材センターを支援することにより、高齢者の健康・生きがいづくりを促進する ○高齢者の経験と知識を生かした、地域社会に貢献できる就労機会の増加を促進する		
補助が必要な理由	高齢者の就業をサポートし、高齢者のやりがいや生きがいづくり、社会参加の促進を図るため		
補助対象者	公益社団法人 朝来市シルバー人材センター		
補助対象事業	高齢者就業機会確保事業費等補助金(シルバー人材センター事業分)及び雇用開発支援事業費等補助金(シルバー人材センター事業分)交付要綱(平成13年11月1日付け厚生労働省発職高第170号。厚生労働事務次官通知の別紙第3条に規定する、高齢者就業確保事業		
補助率／補助額	1/2	上限額	国基準額
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① シルバー人材センター会員数	528	580	531	560	7	560
② 元気高齢者の割合	77.9	77.9	77.4	78.0	7	80.0
補助額	11,120,000	11,120,000	11,860,000	12,860,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	11,120,000	11,120,000	11,860,000	12,860,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	1	1	1	1	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約	○	○	○	—	—	—
団体決算書	○	○	○	—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	③④未設定
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	国基準に準拠
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと	○	○	
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること	○	○	
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること	×	×	運営補助金と事業費補助金の両方を包括している。

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	就業紹介を通じ、仕事のやりがいや社会参加の機会を提供する中心的かつ公共性の高い役割を担う団体であり、継続して支援する必要がある。
2次	改正	暴力団等を排除する内容となるよう、要綱の見直しが必要である。
外部	改正	シルバー人材センターの登録者(会員)は、暴力団関係の確認をしており、会員規程にも記載しているが、要綱に暴力団等排除の規定がないため、改正が必要である。
最終	改正	外部評価のとおり、暴力団等を排除する内容となるよう、要綱を改正すること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 6 年 6 月 28 日

区分	新設
----	----

補助事業名	保育体制強化事業	担当部課	こどもみらい部 こども園課			
補助要綱	保育所等運営補助金交付要綱	根拠法令	令和5年度保育対策総合支援事業費補助金(保育体制強化事業)			
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	団体運営費補助金			
	19.地域みんなで安心できる子育て環境の充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	私立保育所・こども園運営改善事業	R 6	1 年			

1.事業概要

補助の目的	・保育支援者を配置し、保育士の負担軽減を図り、保育士が働活しやすい勤務環境を整備する。		
補助が必要な理由	・資格がなくても対応できる業務を無資格のほしく支援者に委ねることにより、私立園の保育環境を整え、保育士の就業継続と離職防止を図るため。		
補助対象者	・市内私立保育所及びこども園		
補助対象事業	・無資格の保育支援者を雇用した場合、一人月額100,000円を補助する		
補助率／補助額	定額	上限額	一人月額100,000円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 支援施設数				1		
② 補助対象人数				1		
補助額				1,200,000	—	—
特定財源	国庫支出金			600,000	—	—
	県支出金			300,000	—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	0	0	300,000	—	—
一般財源の割合	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	25.0%	—	—
補助件数					—	—
実績報告書				—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	×	×	・国・県制度の準じる。
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×	・国・県制度の活用であり、国・県の補助基準額による。
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	×	×	令和6年度新設補助金のため。
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと	○	○	
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること	○	○	
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること	○	×	団体運営に必要な補助である。

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	私立園からの要望に応じ、国・県制度を活用して支援する。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部	継続	子供は減少しているが、それを理由に補助金を削減して子育て環境を整えるものを削るというのはいかがか。ニーズの把握と検証を踏まえたうえで、逆に手厚くするべきと考える。保育体制強化事業は、保護者が園(自治体)を選ぶ基準にもつながるので発展させるべきである。当該補助金により保育士の待遇改善が実現すれば、人材確保にもつながるものとする。
最終	継続	2次評価のとおりに、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 6 年 6 月 28 日

区分	既存
----	----

補助事業名	保育園・こども園運営改善補助事業	担当部課	こどもみらい部 こども園課			
補助要綱	保育所等運営補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	団体運営費補助金			
	19.地域みんなで安心できる子育て環境の充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	私立保育所・こども園運営改善事業	H 30	7 年	R	改正	

1. 事業概要

補助の目的	・保育内容・保育環境の充実を図る。		
補助が必要な理由	・地域子ども・子育て支援事業に取り組む市内の私立保育園・こども園の安定経営を支援するため。		
補助対象者	・市内私立保育所及びこども園		
補助対象事業	・保育所等の安定経営と交付対象事業に積極的に取り組む保育所等に対して、保育内容・保育環境の充実を図る		
補助率／補助額	10,000円×定員数×運営月数	上限額	規定なし
上乗せ補助がある場合の根拠	・事業費加算:要綱中の対象事業の内、実施事業数による加算 年額100,000円×実施事業数 ・看護師配置補助:月額65,000円×看護師配置月数		

2. 費用対効果(単位:円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 待機児童数	0	0	0	0		
② 12歳以下の市民の内、保育サービスや子育て支援が充実していると感じる市民の割合	63.6	54.3	55.5	54.8		
補助額	8,450,000	8,290,000	8,310,000	8,390,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	8,450,000	8,290,000	8,310,000	8,390,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	6	6	6	6	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約	○	○	○	—	—	—
団体決算書	○	○	○	—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	×	×	法人の運営を支援するものであり、補助年限は定めていない。
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと	○	○	
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること	○	○	
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること	○	×	団体運営に必要な補助金である。

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	保育園やこども園での一貫した教育・保育を行うことで、保護者が安心して就労及び子育てができる環境となるため継続する。
2次	継続	補助金の用途を明確にすること。判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部	改正	提出された決算書では、充当先が重複していたとしてもわからないため、補助金の用途を明確にする改正を行うべきである。
最終	改正	外部評価のとおり、補助金の用途を見直し、明確にすること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 6 年 6 月 28 日

区分	既存
----	----

補助事業名	保育士等家賃補助事業	担当部課	こどもみらい部 こども園課			
補助要綱	保育所等運営補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	団体運営費補助金			
	19.地域みんなで安心できる子育て環境の充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	私立保育所・こども園運営改善事業	R 3	3 年	R 9		

1. 事業概要

補助の目的	・私立園を運営している法人に対し、家賃補助を行い、私立園の人材確保を図る。		
補助が必要な理由	・人材確保が困難な状況を解消するため。		
補助対象者	・市内私立保育所及びこども園		
補助対象事業	・法人が給与規程等で職員に対する住居手当を設けている場合、法人が職員に対し支給する住居手当と同額（月額1人当たり10,000円を上限）を補助する。 ・補助の期間は、一人当たり新規採用から3年間（最大36箇月）。		
補助率／補助額	法人が支給する住居手当と同額 （一人月額10,000円を上限）	上限額	一人当たり月額10,000円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 補助対象人数		1	2	3	R9	8
② 新規対象人数		1	1	1	R9	6
補助額		120,000	240,000	360,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	120,000	240,000	360,000	—	—
一般財源の割合	#DIV/0!	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数		1	2	2	—	—
実績報告書		○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約		○	○	—	—	—
団体決算書		○	○	—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	×	○	実績は増加傾向にあり、指標の推移は維持又は向上しているといえる。
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと	○	○	
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること	○	○	
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること	○	×	団体運営に必要な補助金である。

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	新規人材確保のため、継続する。
2次	継続	補助金の充当先を明確にすること。判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部	改正	家賃補助は1万円で充足しているか否かについて、現状を把握したうえで、増額も視野に補助額を設定されるべきである。県と市で補助重複していた可能性も否定できず、今後は補助金の用途を明確にする改正を行うとともに、子育て環境をとりまく現状、ニーズに応じて上向きの改正を検討するべきである。
最終	改正	外部評価のとおり、補助金の用途を見直し、明確にすること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 6 年 6 月 28 日

区分	既存
----	----

補助事業名	保育所等給食費補助事業	担当部課	こどもみらい部 こども園課			
補助要綱	保育所等運営補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	団体運営費補助金			
	19.地域みんなで安心できる子育て環境の充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	私立保育所・こども園運営改善事業	R 1	6 年	R		

1. 事業概要

補助の目的	・私立保育所・こども園に、給食費(副食費相当額)を補助し、私立園の安定経営及び保護者負担の軽減を行う。		
補助が必要な理由	・給食提供に係る保護者負担を軽減し、子育てに係る経済負担の軽減を図るため。		
補助対象者	・市内私立保育所及びこども園		
補助対象事業	・副食費相当額 1号認定児:月額3,200円(R5までは3,000円) 2号認定児:月額4,700円(R5までは4,500円)		
補助率／補助額	10/10	上限額	園児数×補助単価×月数
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 支援施設数	5	5	5	5		
②						
補助額	10,819,500	11,001,000	10,306,500	11,258,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	10,819,500	11,001,000	10,306,500	11,258,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	5	5	5	5	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約	○	○	○	—	—	—
団体決算書	○	○	○	—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	一人当たりの定額(国の公定価格に準拠)。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	×	×	保護者の経済負担を軽減するものであり、補助年限は定めていない。
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと	○	○	
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること	○	○	
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること	○	×	団体運営に必要な補助金である。

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	子育てに係る保護者の経済負担を軽減するものであり、継続する。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部	改正	給食費については、現状の給食内容が質素、量が減少する事態等を発生させてはならない。物価高騰や社会情勢によって補助金は左右されるが、基準となる国の公定単価と朝来市の実情を比較検証したうえで、必要に応じて改正するべきである。
最終	改正	外部評価のとおり、物価高騰や社会情勢を考慮し、基準となる国の公定単価と市の実情が一致しているか見直しを図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 6 年 6 月 28 日

区分	既存
----	----

補助事業名	商工業振興対策事業補助金	担当部課	産業振興部 経済振興課			
補助要綱	朝来市商工業振興対策事業補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	分類	団体運営費補助金			
	7.内発的な経済循環と多様な働き方の創出	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	商工会支援事業	H 23	13 年	R		

1. 事業概要

補助の目的	市の商工行政の一翼を担う経済団体である朝来市商工会を支援し商工業の振興及び地域の活性化を推進する。		
補助が必要な理由	○事業者の経営力強化及び経営安定化を図る ○新規創業者の促進を図る ○事業者の事業承継の円滑化を図る		
補助対象者	朝来市商工会、商工団体		
補助対象事業	○通常事業 ・補助対象経費は、指導職員人件費、旅費、研修会・講習会等の開催費、視察関連費、金融指導費、労務対策費、 青年女性対策費等 ○特別事業 ・戦略的経営支援事業 ・地域支援事業		
補助率／補助額	○通常事業 国県補助金の3割以内 ○特別事業 補助対象経費5割以内(戦略的経営支援事業は補助対象経費の8割)	上限額	通常事業 国県補助金の3割以内の額 特別事業 350万円以内
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 新規創業者数	11	5	11	10	8	10
② 商工会会員数	912	920	860	910	8	940
補助額	20,527,000	20,235,000	20,235,000	20,218,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	20,527,000	20,235,000	20,235,000	20,218,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	2	2	2	2	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約	○	○	○	—	—	—
団体決算書	○	○	○	—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	×	×	朝来市商工会は市内の商工業の振興及び地域の活性化を担う経済団体であり、引き続き支援していく。
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	コロナ禍により新規創業件数は減少しているが、商工会会員数は増加している。
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと	○	○	
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること	○	○	
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること	○	×	団体運営に必要な補助金である。

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	商工会は、朝来市唯一の経済団体で、市内商工業振興を図るうえで、その存在意義は大きい。市関係課との定例会議を行いながら、連携を深めながら市内商工業の振興を図っていきたい。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部	継続	市内の商工業の振興には必要な補助制度である。前回評価時に指摘のあった項目は、補助要綱の改正が行われている。
最終	継続	2次評価のとおりに、適正な運用を図ること。